

● 政党助成法に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

○政党助成法に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の閲覧に関する規程（平成九年千葉県選挙管理委員会告示第五十二号）に関する資料

改正後	改正前
-----	-----

○政党助成法に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の閲覧及び写しの交付に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第五項の規定による支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の閲覧及び写しの交付の請求に關し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧及び写しの交付の請求）

第二条 支部報告書等の閲覧又は写しの交付の請求は、支部報告書等（閲覧・写しの交付）請求書（別記様式）によりしなければならない。

（閲覧の方法等）

第三条 支部報告書等の閲覧は、職員の執務時間中に、千葉県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）内においてしなければならない。

- 2 支部報告書等は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 3 支部報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 4 前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（写しの交付）

第四条 県委員会は、法第三十二条第五項の規定による写しの交付の請求を受けたときは、当該請求のあつた日から三十日以内に、当該請求に係る支部報

○政党助成法に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の閲覧に関する規程

（閲覧の請求）

第一条 この規程は、政党助成法（平成六年法律第五号）第三十二条第五項の規定による支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の閲覧の請求に關し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の請求）

第二条 支部報告書等の閲覧の請求は、閲覧請求書（別記様式）によりしなければならない。

（閲覧の方法等）

第三条 支部報告書等の閲覧は、職員の執務時間中に、千葉県選挙管理委員会内においてしなければならない。

- 2 支部報告書等は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 3 支部報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 4 前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（新設）

告書等の写しを交付するものとする。

2| 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理

由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、当該請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3| 法第三十二条第五項の規定による写しの交付の請求に係る支部報告書等が

著しく大量であるため、当該請求があつた日から六十日以内にその全てについて第一項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る支部報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第一項の規定による交付をし、残りの支部報告書等については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、当該請求をした者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの支部報告書等について第一項の規定による交付をする期限

(委任)

第五条 この規程の施行に関し必要な事項は、県委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

(新設)

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

(改正後)

支部報告書等（閲覧・写しの交付）請求書

1 請求年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 請求者の氏名又は名称 _____
(代表者氏名： _____) (担当者氏名： _____)

3 住所又は事務所所在地 _____
(郵便番号 _____ - _____) (連絡先 _____ - _____)

4 請求内容 別紙のとおり
(記載上の注意等)
請求者が法人その他の団体の場合、3には事務所所在地を記入するとともに、2の代表者氏名欄及び担当者氏名欄にも記入してください。

(決裁欄) この欄には記載しないでください。

(改正前)

閲覧請求書

1 請求年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 請求人氏名等 _____ (満 _____ 歳)
(職業) _____

3 住 所 _____
(電話) _____ (_____)

4 閲 覧 事 項

対象年	政 党 支 部 の 名 称
年分	

(改正後)

別紙

閲覧・写しの交付請求一覧

番号	区分	写しの交付の実施方法	支部政党交付金の支給を受けた年等	政党支部名	有	無	無の理由	備考
1	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
2	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
3	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
4	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
5	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
6	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
7	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
8	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
9	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
10	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
11	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
12	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
13	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
14	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
15	閲覧・写し		年 年 年 年 年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	

注

- 1 太枠内について記入してください。(区分欄については、該当する方に○をしてください。)
- 2 支部政党交付金の支給を受けた年等の欄には、当該支給を受けた年、支部政党交付金による支出をした年又は支部基金の残高を有した年を記入してください。
- 3 別の用紙を用いる場合は、番号、閲覧・写しの交付請求の区分、支部政党交付金の支給を受けた年等及び政党支部名を記入してください。
- 4 写しの交付の実施方法欄には、次の該当する番号を記入してください。
(1) コピー (2) CD-R (3) DVD-R

(改正前)

(新設)